

[調査会 NEWS 253](17.6.1) 臨時記者会見

報道関係各位 臨時記者会見のお知らせ

下記の通り臨時の記者会見を行います。各位にはご多忙中申し訳ありませんが対応方よろしくお願い申し上げます。なお、会見までは関係ご家族への接触はお控え下さい。

(東京)

日時 6月3日(金) 14:00 ~

場所 家族会事務所(飯田橋駅東口)

内容 ゼロ番台 14 次発表(1名)及びそれに関連する新たな未確認情報について

その他

参加者 調査会専務理事 真鍋 他調査会役員

(北見)

日時 6月3日(金) 17:00 ~

場所北見市役所記者クラブ(北海道北見市)

内容ゼロ番台 14 次発表(1名)及びそれに関連する新たな未確認情報について

その他

参加者 調査会代表荒木及び関係家族

[調査会 NEWS 254] (17.6.4)

昨日東京と北見で行った記者会見で発表した内容です。

平成 17 年 6 月 3 日
特定失踪者問題調査会

第 14 次 0 番台リスト

国井 えり子 (くにい えりこ) (失踪当時 17 歳)

生年月日 昭和 26(1951)年 10 月 11 日

失踪年月日 昭和 43(1968)年 12 月 12 日

性別 女

当時の身分 高校 2 年生

当時の居住地 北海道網走市

失踪場所 網走市内の自宅から

失踪当時の状況 失踪する数日前から、家には「学校へ行く」と言って出かけていたが、家族が仕事に出かけたあとで家に帰り、自分の部屋に閉じこもっていた(知人の証言)。失踪した日の午前 7 時 30 分頃、「学校で試験があるのでいつもより早く学校へ行く」といってみかんと半分だけ食べて自宅を出たまま行方不明。失踪時の服装は高校の制服。普段かけていた眼鏡は部屋に置かれたままで、日記も 2 冊あった(日記は警察に提出し、その後処分された)衣服などは持ち出した形跡はなかったが、アルバム(写真)がなくなっていた。高校生だったのでお金もそんなにもっていない。家のお金にも手をつけていない。失踪後、数日してから無言電話が 3 ~ 4 回かかってきた。家族が出ると一方的に切れるものだった。同様の無言電話が複数の親戚のところにもあった。

未確認情報について

今回マスコミに発表された写真は昨年入手されたもので、藤田進さん、加瀬テル子さんと思われる写真を提供した脱北者(1月の斎藤裕さん、松本京子さんに似た写真の提供者)が提供したものである。この写真の背景は加瀬テル子さんの夫とされる男性の写真の背景と同じである。

この写真を入手した後に、調査会は国井さんについての情報を得た。その後この写真の人物が国井さんに似ていることから、本年 1 月、はじめてご家族に接触した。その後非公開で登録したが、今回マスコミで写真が発表されるにあたり、公開に切り替えることとなった。

この写真の女性が国井えり子さんであるかどうかについてはまだ断定できない。橋本正次・東京歯大助教授にも指導を仰いだが、「現時点では矛盾する点はないが、まだ情報が

不足しており、今後の検討を要する」とのことであった。

調査会としては、前回の反省も踏まえ、この写真は「国井えり子さんである可能性が存在する」と認識している。したがって発表は拉致の可能性が高いと認識する 1000 番台ではなく、拉致の可能性が完全には排除できないレベルのゼロ番台として行った。別の専門家によれば他の特定失踪者に似ているとの指摘もあったので、今後さらに情報を収集していきたい。

[調査会 NEWS 255] (17.6.6)

6月7日の古川了子さん認定訴訟について

傍聴を希望する全員が入れない可能性がありますので、次のように対応することになります。何とぞよろしく申し上げます。なお、今のところ古川さんのご家族を含め 10 人以上の失踪者ご家族が参加の予定です。

抽選 受付・12時30分～抽選・午後1時ころ 東京地裁玄関前
裁判 13時30分～14時 地裁606号法廷
報告会 14時～15時15分 東京弁護士会館508号A～C

【抽選に外れて傍聴できない参加者の方は】

13時30分～弁護士会館508号A～C会議室にて古川訴訟についての説明会（傍聴できなかった調査会役員らが報告）裁判が終わり次第、合流して同じ会場で報告会へと切替える。

参議院拉致特委での意見陳述

5月23日に予定されていた参議院拉致特別委員会への代表荒木の意見陳述は国会の審議が停止したため見送りになりましたが、このたびあらためて日程が確定し、6月10日金曜1時より行われることとなりました。前回予定と同じく横田滋家族会代表・早紀江夫人と3人での意見陳述です。古川さんの訴訟や今回発表された写真の問題などを例に拉致認定の問題等、捜索ならびに救出の責任の所在について陳述を行う予定です。

[調査会 NEWS 256] (17.6.8)

古川了子さんの拉致認定を求める行政訴訟第1回口頭弁論

すでに報道されている通りですが、国側は事実認否を争わず、門前払いを迫るという方針です。法律家の会ではさらに求釈明書を提出して国側を質しています。国の姿勢についてはこの裁判を軸としながら10日の参議院拉致特での参考人質疑をはじめ、立法府にも働き掛けて対応していきます。それぞれの文書については順次このニュースでお知らせしますが、とりあえず以下に古川了子さんの姉、竹下珠路さんの口頭陳述の内容をお伝えします。

本日は私共の訴えにあたり、貴重な時間をいただき心から感謝申し上げます。

私たち家族は、平成9年に北朝鮮の元職員安明進氏から目撃証言を平成14年12月に私が面会して、さらに明確な証言を頂き、妹古川了子が拉致被害者であるという認識を固めました。しかしそれから二年半たった今でも、北朝鮮との交渉において、古川了子に関して交渉テーブルに名前すら載らないという悲しい現実があります。名前を出さないという事は、日本国が政府認定以外の数多くの拉致の存在を認めていないということになるのではないかと、大変危惧しております。

母古川朗子と私は、平成14年12月には千葉県警察本部に対して「古川了子の北朝鮮による拉致事案として捜査要請」を行ないました。平成16年1月には同じく県警本部に対して被告発人不明のままの国外移送目的略取誘拐の罪で告発を行ない、また同年の7月から古川了子の拉致認定を求める署名活動を展開し、集まった尊い署名148,123名分を平成17年3月22日に内閣府へお届けしました。このうち12万余名は出身地の市原市民の方々です。

千葉県警察の方々も日夜精一杯の捜査活動をしていただいていることはよく存じています。その結果「国内に生存しているとか、事件に巻き込まれて死亡したとかの情報は一切ないので」というお話も伺っています。拉致されたという以外に考えられない状況です。拉致被害者認定をいただいた後も、そこから先の道のりの険しさがあります。従って一刻も早く認定をしていただき、救出に向けた動きに転じて頂きたいという?止むに止まれぬ思いで今回提訴申し上げます。

32年の歳月はあまりにも長く、本人も待ち侘びる母も命には限りがあります。

日本国民である古川了子を拉致被害者として認定し、国の力を結集して救出に向かっていただけますよう、公正なご判断をよろしくお願い申し上げます。

平成17年6月7日

古川了子の実姉 竹下珠路

[調査会 NEWS 257] (17.6.9)

古川訴訟政府答弁書

古川了子さんの拉致認定を求める行政訴訟で被告の政府側が提出した答弁書の全文です。なお、原文には被告代理人として個人名が入っていますが、この訴訟は個人に対する訴訟ではないので省略してあります。

平成 17 年(行ウ)第 161 号 拉致被害者等認定請求事件

原告 古川朗子ほか 1 名

被告 国

答弁書

平成 17 年 5 月 31 日

東京地方裁判所第 2 部 A 係 御中

被告指定代理人

法務省大臣官房行政訟務課 (課の住所・個人名略)

東京法務局訟務部行政訟務部門 (部門の住所・個人名略)

内閣府大臣官房拉致被害者等支援担当室 (担当室の住所・個人名略)

第 1 本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第 2 本案前の答弁の理由

1 はじめに

本件は、古川了子の母及び姉である原告らが、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 (以下「法」という。)に基づき、古川了子が、法 2 条 1 項にいう「被害者」すなわち「北朝鮮当局によって拉致された日本国民」(以下単に「被害者」という。)であると認定することを求める訴えである。

原告らは、「了子に関して、法律の定める国の責務、すなわち、安否確認や帰国のための最大限の努力や、情報の把握・伝達・相談等のきめ細かな対応がなされるべき必要性は著しく高い。」と指摘している (訴状 8 ページ)。

しかし関係省庁・関係機関は、これまでに被害者として認定している者以外にも、北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があることから、全力を挙げて国内外の調査・捜査を進めるなど、その安否の確認に最大限の努力をしているところである。国は、これらの調査・捜査の結果、北朝鮮当局による拉致行為があったとする情報が確認された場合には、速やかに被害者として認定することとしており、今後とも関係省・関係機関の緊密な連携を図りつつ、事実の解明に向けて政府一体となって取り組んでいくこととしている。また、被害者として認定されていない失踪者の家族に対しても、情報の提供や家族からの相談に応じること等の対応を行ってきており、今後も行っていくこととしている。

このような政府の取組みは、後記 2 において述べるとおり、もともと政府の責務として実施すべきものであり、この点については、法に基づく認定を行ったからといって新たな法的義務を生じさせるものではないし、また、原告らに新たな法的利益をもたらすものではない。

そのため被告としては、上記第 1 のとおり、訴え却下の答弁をせざるを得ないものである。その理由を法律的に説明すると、後記 3 のとおり、・訴えの利益を欠くこと、・原告適格を欠くこと、・重大な損害についての要件を欠くことということになる。

2 法の趣旨及び目的等

法は、「帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講ずること」を目的とし（法 1 条）、法 2 条に基づき内閣総理大臣が認定した被害者については、法 4 条以下で、「帰国又は入国に伴い必妥となる費用」の負担（4 条）、拉致被害者等給付金等の支給（5 条）、国民年金の特例（11 条）、その他の必要な施策を具体的に規定している。

一方で、法は、「被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする」ことをも目的とし（法 1 条）、「国は、（中略）被害者及び被害者の配偶者等の帰国又は入国のため、最大限の努力をするものとする。」（法 3 条 1 項）とした上、「国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者簿の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする。」（法 3 条 4 項）としている。しかし、その「責務」、「努力」、「努める」との文言からも明らかとおり、これらの規定の趣旨は、国及び地方公共団体がもともと負っている責務を確認したものであり、新たな法的義務を創設したのではない。

すなわち、法は、被害者の帰国が具体化した場合には、法に基づく認定により被害者及び法 2 条 1 項にいう「被害者の配偶者等」（以下単に「被害者の配偶者等」という。）の取得する具体的な法的利益として、法 4 条以下に規定する帰国費用や、拉致

被害者等給付金の支給等について新たな規定を設けたのであるが、それ以前の段階でも被害者及びその家族に対してなされるべき必要性のある対応（安否の確認、帰国のための最大限の努力や、情報の把握・伝達・相談等のきめ細かな対応）については、国及び地方公共団体がもともと負っていた責務を確認したものである。

3 本案前の答弁の理由

法には、認定を求めるための申請権についての定めがないため、本件訴えは、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項1号の定めるいわゆる非申請型の義務付け訴訟である。非申請型の義務付け訴訟の訴訟要件としては、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」（行訴法37条の2第1項）、原告適格（行訴法37条の2第3項、第4項）が必要となるほか、請求の当否について本案判決を受けるだけの法的利益、すなわち訴えの利益が必要である。

(1) 訴えの利益を欠くこと

本件訴えについては、訴えの利益を欠くといわざるを得ない。

すなわち、上記2のとおり、被害者の帰国が具体化する以前の段階において、被害者及び法2条1項にいう「被害者の家族」（以下単に「被害者の家族」という。）について法が規定している内容は、国及び地方公共団体がもともと負っていた責務を確認したものである。現に、関係省庁・関係機関においては、前記1のとおり、法による認定の有無にかかわらず、全力を挙げて調査・捜査を行い、家族に対する情報の提供や相談に応じているところである。

現段階において、法に基づく被害者の認定を行ったとしても、このような責務に新たな法的義務が加えられるという関係にはなく、本件訴えについて本案判決をすることにより何らかの法的利益を新たにもたらすものではないから、本件訴えについては、訴えの利益がないといわざるを得ない。

(2) 原告適格を欠くこと

行訴法3条6項1号に基づく義務付けの訴えは、「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」提起することができる（行訴法37条の2第3項）。そして、処分の相手方以外の者の「法律上の利益」の有無の判断については、行訴法9条2項の規定が準用され（行訴法37条の2第4項）、同項の定める要素を考慮して上記法律上の利益の有無が判断される。

原告らが義務付けを求める認定は、北朝鮮当局によって拉致された日本国民を相手方とするものであり（法2条1項）、古川了子の母及び姉である本件原告らは、認定の相手方以外の者に該当する。そのため、行訴法9条2項の準用により、法の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮して法律上の利益の有無が判断されることになる。

ところが、上記2のとおり、法は、被害者と被害者の配偶者等との関係では、帰国が具体化した後の帰国費用や、拉致被害者給付金の支給等の具体的な規定を置いているが、被害者の家族との関係では、もともと国及び地方公共団体が負っている責務を確認したものであり、原告らに新たな法的利益をもたらすものではない。

そうすると、古川了子が被害者と認定された場合に被害者の家族となる原告らは、認定により新たな法的利益を受けるものではないから、認定すべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に該当せず、原告適格がないといわざるを得ない。

(3) 重大な損害についての要件を欠くこと

行訴法3条6項1号に基づく義務付けの訴えを提起するためには、一定の処分がされないことにより、「重大な損害を生ずるおそれ」のあることが必要である（行訴法37条の2第1項）。

ところが、現段階において古川了子について法に基づく認定を行ったとしても、もともと国及び地方公共団体が負っている責務が確認されるにすぎず、新たな法的利益が生ずるものでないことは、上記において述べたとおりである。

したがって、本件においては、認定がされないことにより原告らに「重大な損害」を生ずるおそれがあるとまでは認められない。

第3 結語

以上のとおりであるから、被告は、本件訴えの却下を求める。

[調査会 NEWS 258] (17.6.10)

古川訴訟求釈明書

前にお送りした被告政府側の答弁書に対し、弁護団が提出した求釈明書です。次回は 8 月 4 日ですが、このときまでに政府側からどのような回答があるか、注目されます。

平成 17 年 (行ウ) 第 161 号事件 拉致被害者等認定請求事件

原告 古川朗子 外 1 名

被告 国

平成 17 年 6 月 6 日

原告ら訴訟代理人

弁護士 川 人 博

東京地裁民事第 2 部 A 係 御中

求 釈 明 書

争点の整理と訴訟の迅速な進行のために、被告に対して、下記のとおり釈明を求める。

第 1 本案への答弁と請求の原因に対する認否

被告は答弁書において本案前の答弁をおこなうのみである。

被告は、速やかに、本案への答弁および請求の原因に対する認否を明確にされたい。

民事訴訟規則第 80 条 1 項にも、「答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない」と定められている。

第 2 拉致認定基準および認定機関について

- 1 拉致被害者支援法第 2 条は、「この法律において、『被害者』とは、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいい」と規定している。

この認定基準と認定機関並びに認定手続きを明らかにされたい。

- 2 古川了子が認定されていない理由について、上記認定基準との関係で明らかにされ

たい。

第3 本案前の答弁の理由に関連して

- 1 答弁書3頁で、被告は「これまでに被害者として認定している者以外にも、北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があることから、全力を挙げて国内外の調査・捜査を進めるなど、その安否の確認に最大限の努力をしている」と主張するが、
 - (1)古川了子については、「北朝鮮当局による拉致の可能性が排除できない事案」であると被告は認識しているのか。
 - (2)古川了子については、被告は、北朝鮮当局に対して安否の確認をおこなったことがあるのか。
 - (3)外務省発行のパンフレット(平成15年、甲第2号証)には、被告が認定した拉致被害者(当時15人)のみを紹介しているが、このように、認定者とそうでない者では、被告による安否確認のとりくみにおいて、差異を設けているのではないのか。
- 2 答弁書3頁で、被告は「国は、これらの調査・捜査の結果、北朝鮮当局による拉致行為があったとする情報が確認された場合には、速やかに被害者として認定することとしており」と述べているが、ここにいう「北朝鮮当局による拉致行為があったとする情報が確認された場合」とは、具体的にどのような情報を指すのかを明確にされたい。
- 3 答弁書4頁5頁で、被告は、「被害者の帰国が具体化した場合には、」拉致被害者支援法によって具体的な法的利益が発生するが、「それ以前の段階」では、同法の規定は、国及び地方公共団体がもともと負っていた責務を確認したにすぎない旨主張するが、
 - (1)「被害者の帰国が具体化」とは、具体的に被害者の状況がどのような段階になっていることを指すのか。
 - (2)被告がすでに拉致被害者として認定している人々は、すべて「被害者の帰国が具体的」していると解釈しているのか。
- 4 答弁書5頁で、被告は、本件原告らには原告適格がないと主張するが、拉致被害者支援法第2条において、「被害者の家族」の定義をおこなった理由はなにか。

第4 田中実氏の認定に関連して

- 1 細田内閣官房長官は、本年4月27日に、田中実氏（1978年失踪）を拉致被害者として新たに政府認定したと発表した。その認定理由と認定目的を明確にされたい。
- 2 田中実氏の政府認定によっても、同氏との関係で被告には何らの「法的義務が付け加えられる」ことはないのか。そうであれば、なぜ政府認定をおこなったのか。

[調査会 NEWS 259] (17.6.10)

参議院拉致問題対策特別委員会での証言

本日参議院拉致問題対策特別委員会で参考人質疑が行われ、前半に横田滋家族会代表・早紀江夫人と調査会代表荒木が、後半に森本敏・拓殖大学海外事情研究所長と伊豆見元・静岡県立大学教授が参加しました。

以下は荒木の陳述のメモです。各党議員それぞれが横田夫妻を気遣っていたのはいいのですが、その場にいた者の思いとしては、誰か1人位、「国会議員として、めぐみさんを取り返せない現状を申し訳なく思う」と言っていただけでもよかったのではないかと感じました。

参議院拉致特資料 (17.6.10)

特定失踪者問題調査会代表
拓殖大学海外事情研究所教授
荒木和博

1、拉致問題の全体像について

拉致被害者の総数は、北朝鮮の体制が崩壊し、自由に国内での移動及び日本への出国ができるようにならない限り分からない。

現在特定失踪者問題調査会にある特定失踪者（拉致の可能性のある失踪者）のリストは約440人である。この中に拉致被害者がどれだけいるのかは不明だが、身寄りのない人を拉致したケースが相当数あると思われ、また、拉致と思われるケースでも家族が名乗り出していない場合もあるという。その場合は例外を除き調査会のリストにも、警察のリストにも載ることはない。

いうまでもなく、日本政府が救出・保護する責任を負っているのはこれらの人々すべてである。しかし、現状では政府認定者以外は北朝鮮に問い合わせすらしておらず、しかも認定者は平成14年9月の小泉総理訪朝で曾我ひとみさん・ミヨシさん母子と石岡亨さん、松木薫さんを追加認定してから2年半たってやっと16人目の田中実さんを認定したに過ぎない。この状況が続けば拉致被害者はその大部分が北朝鮮でその生命を終えることになる。

2、現在の拉致問題解決のシステムについて

日本政府が現在行っている拉致問題への対応は、大筋で次のようなものである。

・警察による捜査 ・内閣の認定 ・外務省の交渉

しかし、・について言えば、多くの事件が長い年月を経過しており、「法と証拠」が原則である警察の捜査では拉致であると確信を持てる事件は全体の一部に過ぎない（実際、曾我ひとみさんは北朝鮮が明らかにするまで警察は拉致でないと認識していた）

・は、現在の 16 人の大部分が報道機関の発表や工作員の逮捕によって明らかになったものであり、誰も知らなかったときに日本政府が明らかにしたケースはほぼゼロに等しいことから、認定が恣意的であることは明らかである。現在特定失踪者の一人古川了子さん（昭和 48 年 7 月、千葉県市原市で失踪）のご家族が拉致認定を求めて行政訴訟を提訴しており、今月 7 日に第 1 回の口頭弁論が行われたが、国側の答弁書では事実関係の審理を避け、却下を求めている。これ自体認定が恣意的に行われていることの証拠である。

上記古川訴訟において、国側の主張は「これまでも一所懸命やってきており、捜査して拉致と認められれば認定し対応している、したがって提訴の意味がない」というものである。しかし、未認定の拉致を疑われる国民で北朝鮮との交渉に持ち出された例はごくわずかであり、認定者と未認定者には明確な区別が行われている。しかも、政府認定者の中ですら帰国を果たしたのは 5 人に過ぎないのである。多くの拉致被害者を北朝鮮に残したままで長い年月が経過し、しかも被害者の大部分についてはそれが誰であるかも明らかにできないというのは政府の不作為以外の何者でもない。曾我さんが拉致被害者であると分かって、政府機関の誰一人として、24 年間拉致と気づきすらしなかったことに謝罪もしなければ責任もとっていない。大部分の拉致被害者が帰国できない現状が続いても、誰一人として責任をとらないということは、この国には誰が拉致されたか調べることに、拉致された国民を救出することにも責任を持っている人間が存在しないということである。「対話と圧力」とは言うが、少なくとも日本政府は正面からの圧力をかけていない。話し合いで拉致被害者を帰すような相手であれば、そもそも拉致などするはずがない。

このような現状で「これまでもやってきた」というのであれば、日本政府は自らに国民を救う能力がないと明らかにし、無用な幻想を払拭すべきである。家族の多くは裏切られながらも政府を信じようとしてきたのだから。

3、救出に向けて必要なこと

・警察による捜査 ・内閣の認定 ・外務省の交渉というシステムを機能させるためには認定の条件を大幅に緩和し、北朝鮮との交渉にあたっては経済制裁、特に船舶の入港禁止を実行することや、日本国内における北朝鮮関連の不法行為を徹底的にとりしめることが必要不可欠である。

特に、捜査権を持つ警察は県警間の壁などの内部的問題もさることながら、法的な不備と世論の冷淡さなど、長期にわたって両手を縛られ、孤立無援に近い状態で活動が続いている。身を粉にして現場で闘っている担当者の労苦が実るように、政府機関、立法府のみならず、各方面のバックアップが必要である。

しかしそれでも前期システムだけでは拉致の完全解決は不可能である。別のシステムを機能させなければならない。日本には公安調査庁、海上保安庁、内閣調査室、そして自衛隊など、情報機関としての機能を持つ政府機関がいくつも存在し、それぞれの要員は使命感に燃えて日夜活動を続けている。私たちはそれぞれの機関の担当者とも連携をとりながら活動をしているが、これらの機関の情報がある程度のレベルでも共有されれば現状でもかなりの成果が期待できる。それを早急に実現するとともに、中長期的にはCIAのような専門の情報機関を警察と別に設立し、外国からの諜報活動に対処すべきである。

また、今後、北朝鮮の体制崩壊などに備え、直接救出の準備を進めるべきである。前述のように誰も気づいていない拉致被害者が相当数存在するのであり、これを救出するのは現地に入って行う以外にはない。それができるのは自衛隊のみであり、憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」から考えても躊躇は許されないと考える。

4、終わりに

政府は拉致を個別の事件として、可能な限り矮小化しようとしている。しかし、拉致は北朝鮮政府の対南赤化統一という建国以来の方針に基づく戦争行為である。覚悟をもってあたらなければこれから先にも拉致をはじめとする主権侵害行為は行われる。その犠牲になるのは今この国で暮らしている普通の国民である。拉致問題の解決は、私たち自身の安全を守るためのものであることを認識していただきたいと考える次第である。

[調査会 NEWS 260] (17.6.12)

ジーンズに関する情報提供のお願い

山本美保さんの事件に関し、昨年3月に山梨県警が「山本美保さんと同一人物である」と発表した遺体（美保さん失踪から17日後の昭和59年6月21日に山形県遊佐町の海岸に漂着した女性の遺体）は極めて珍しいジーパンを穿いていました。このジーパンは一緒に暮らしていたご家族も見たことのないものであり、サイズも美保さんより大分やせ形の人のものです。少なくとも別人であることは間違いないと思います。

山梨県警の発表には数々の不審な点がありますが、このジーパンもその一つです。詳しくは「山本美保さんの家族を支援する会」のホームページ

<http://homepage3.nifty.com/KOFUHIGASHI-3/>

をご覧いただきたいのですが、支援者の1人である新潟県柏崎市の植松和彦氏が先日テレビ東京「なんでも鑑定団」でジーンズの鑑定を放映しておられた方を訪ね、直接問い合せてくれました。そのときの報告の要約は以下の通りです。

結論的には「このジーンズははじめて見た」ということで、それ以上の進展はなかった。ただし、日本製ではないことと、アメリカ製と考えた場合、あまり有名な会社のもものではなさそうとのこと。現物を探すには、下町の古着屋さんあたりをくまなく探す以外に方法はないだろうとのことと、ジーンズ関係のデータベースがあまりないのが現状だそうで、なかなかむずかしい作業になるでしょうとのことであった。

ジーンズについてはこれまでも同級生の会の井上泉さんらが細かく調査されています。そのあたりのことは前述ホームページに詳しく書かれていますのでご覧下さい。ジーンズの形もホームページの「NEWS」の欄に図が載っています。「NOSTALGIC SPEND」というブランドのもです。また、拙著『拉致 異常な国家の本質』（勉誠出版）にも書いています。

つきましては衣料業界に詳しいかたがおられましたら、このブランドのジーンズがいつごろ、どこで作られ、日本のどこで売られたのか、どんな情報でも結構ですとお知らせ戴ければ幸いです。プロが知らなかった程珍しいブランドなので、うまく行けばある程度ご遺体について特定できるところまでいくかも知れません。いずれにしても1人の方がご家族の知らないところで亡くなっていることは事実なので、美保さんのことを別にしても何かしてあげたいという思いです。（荒木）

[調査会 NEWS 261] (17.6.19)

お詫びとお願い

誠に恐縮ですが、パソコンのトラブルにより、最近の入力データが消失した可能性があります。現在復旧中ですが、復旧できたとしても少々時間がかかりますので、現在は5月中旬のデータに、分かる限りの変更のデータを入れてお送りしています。恐縮ですが、すでに送信の停止を連絡したのに、まだこのメールニュースが届いている方がおられましたらご連絡いただくと幸いです。

6月の定例記者会見

報道関係の皆様へ

下記の通り記者会見を行います。お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いします。

日程 6月27日(月) 14:00 ~

場所 家族会事務所

時間・場所等変更の可能性もありますが、その場合はできるだけ早くご連絡します。

内容 ゼロ番台リストの追加発表

古川さん訴訟の状況についての報告

その他

[調査会 NEWS 262] (17.6.23)

定例記者会見について

定例記者会見で発表されるゼロ番台追加は3人の予定です。

あわせて、今回の記者会見には韓国を強制退去になり、日本に滞在中のドイツ人医師、ノルベルト・フォラツェン氏が参加します。失踪者についての新たな情報ということではありませんが、フォラツェン氏は先日、北朝鮮にすりよる韓国政府によって北朝鮮の人権問題の活動が望ましくないとされ、退去命令を受けました。韓国の状況についてのお話しもいただける予定です。さらに他の外国人のゲストが参加される可能性もありますが、その場合は再度ニュースでお知らせします。

静岡で家族懇談会

下記の日程で、静岡県在住の特定失踪者ご家族の懇談会を開催します。関係ご家族には郵送にて通知を発送しましたが、このメールを見て参加を希望される方はメールにてご連絡下さい。なお、取材については専務理事真鍋までお問い合わせください。

日時 7月9日 (土) 午後3時から午後6時まで

場所 ホテル・アソシエ静岡ターミナル (JR静岡駅前)

住所：〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町56 TEL：054-254-4141

内容 午後 3時 来賓の挨拶

調査会からの報告

4時 懇談

マスコミの取材 (予定)

5時 夕食 (軽いお弁当)

参加費 お一人 2000円 (飲み物、夕食) 当日、お持ちください。

静岡県関係以外のご家族も出席いただいて結構です。参加ご希望の方はご連絡下さい。

なお、家族懇談会は6月16日にも石川県加賀市で開催しましたが、こちらは小規模だったため、非公開で行いました。

参考情報

拉致と直接は関係ありませんが代表荒木の参加する「60年体制研究会」が7月8日、都内でシンポジウムを行います。詳しくは戦略情報研究所のホームページ <http://www.senryaku-jouhou.jp> ないしは荒木個人のブログ <http://araki.way-nifty.com/araki/> をご覧下さい。

[調査会 NEWS 263] (17.6.25)

定例記者会見でのゼロ番台リストの資料について

前にご連絡したように、27 日月曜の定例記者会見で発表予定のゼロ番台リスト 3 名について、従来と同様、報道関係の方には資料の配付及び写真の公開を当日午前 10:30 頃から調査会事務所にて行います。これも従来通りですが、報道は記者会見開始後をお願い致します。

[調査会 NEWS 264] (17.6.27)

本日記者会見に参加された報道関係の皆様へ

配布資料のゼロ番台 15 次リスト記載の松岡伸也さんについて、お父さんの連絡先が間違っておりました。恐縮ですが連絡先はメールニュースでは流せないで調査会宛お問い合わせ下さい。

フォラツェン氏が説明しておられた明日 3 時の会合ですが、場所は帝国ホテルではなくパレスホテルでした。対応される方は 2 時 30 分頃、パレスホテルのロビー周辺でフォラツェン氏をお探し下さい。

第 15 次発表 0 番台リスト

本日の記者会見で以下の 3 人について発表を行いました。

松岡 伸也 (まつおか しんや) (当時 4 歳)

生年月日 ・ 昭和 59 (1984) 年 4 月 13 日

失踪年月日 ・ 平成元(1989)年 3 月 7 日

性別 男

当時の身分 ・

当時の居住地 ・ 茨城県牛久市

失踪場所 ・ 徳島県美馬郡貞光町親戚宅前

失踪当時の状況 ・ 前日 3 月 6 日、両親と共に徳島県小松島市で祖母の葬式に出席。その夜は親戚宅で就寝した。朝起きて 8 時 15 分頃、父・姉・弟・従姉妹と親戚宅前を数分散歩に出かける。玄関から入ってこなかったため、父は抱いていた弟を家の中の母に渡し、すぐに玄関先に出てみたが、そこにいたはずなのにいなくなっていた。すぐに家族で手分けして探し、昼過ぎには警察に通報し、警察犬も出動。警察・消防・地元市民による大規模な山狩りもしたが消息不明。3 月 15 日頃、夜親戚宅にいる母親宛に徳島弁の女性から不審な電話があった。13 年間テレビ番組などを通じ探したが手がかりなし。また平成元年 4 月の終わりか 5 月の終わりに徳島県海部郡日和佐町の弁天浜の岸壁で伸也君によく似た子供を抱いて海を見ていた不審な男性を目撃したという情報もあった。日和佐は北朝鮮の船が来航する港の一つ。

佐々木 弘 (ささき ひろし) (当時 21 歳)

生年月日 ・ 昭和 34(1959)年 7 月 18 日

失踪年月日 ・ 昭和 56(1981)年 4 月 10 日

性別 男

当時の身分 ・ 大学 3 年生

当時の居住地 ・ 神奈川県大和市

失踪場所 ・ 下宿先
失踪当時の状況 ・ 当時学習塾で住み込みのアルバイトをしており、その塾経営者から、書置きを残して突然家出したとの電話連絡があった。4月8日の午前中に塾のアルバイトに出ていることから8日午後から10日までの間に家出をしたと思われる。貯金は4月9日に、3万円ほど引き落とされていた。大学学生課によると、失踪前の1年位は学校を休みがちであったという。

関谷 俊子(せきや としこ)(当時 17 歳)

生年月日 ・ 昭和 32 (1957) 年 5 月 19 日

失踪年月日 ・ 昭和 49(1974)年 7 月 11 日

性別 女

当時の身分 ・ 千葉市内の薬品会社に勤務 定時制高校在学中

当時の居住地 ・ 千葉県市原市

失踪場所 ・ 千葉港付近

失踪当時の状況 ・ 親類の男性と幼馴染の同級生(女性)と千葉市内の飲食店で飲食後、親類の男性が「車で二人を家まで送ってくる」と店の従業員に言い残して出たまま3人一緒に行方不明となった。店の従業員は男性の兄と妹。男性の乗っていた車も発見されていない。関谷俊子さんは古川了子さんと同じ高校で3学年下。古川事件の1年後の失踪で同じ7月である。

[調査会 NEWS 265] (17.6.27)

訂正

先程お送りした 264 号のニュースで新たに発表した失踪者松岡伸矢さんについて、お名前の「伸矢」を「伸也」と誤って記載しました。これは記者会見で配付された資料も同様です。お詫びして訂正します。

山本美保さん関連...やはり遺体は別人の可能性が高い

調査会では本日以下の文書を発表しました。この間情報をお寄せくださった皆様に感謝申し上げます。

山形の漂着遺体のジーパンについて

去る 6 月 12 日、調査会のメールニュースでジーパンのブランドについての情報提供の依頼をしました。

このジーパンは昭和 59 (1984) 年 6 月 21 日に山形県遊佐町の海岸に漂着した遺体の女性 (以下、「Y」) が穿いていたものです。すでにご案内の通り山梨県警はこの遺体が DNA 鑑定の結果同年 6 月 4 日に甲府市の自宅を出たまま行方が分からなくなっている山本美保さんであると発表しています。

これまでに集められた情報を総合すると、概ね次のようになります。

当該のジーパンは、ペダルプッシャー (前ポケットが特徴) で 1980 年代に入り日本で爆発的に流行ったジーパンである。デザインから推測すれば、フランスのデザイナー、マリテ & フランソワ・ジルボー夫妻のものと酷似している。ジーパンの前に、斜めに皮をつけるのは、ジルボー夫妻の特徴である。本物は、直輸入であれば当時の値段で、15000 円もした。

しかし、このジーパンはジルボーのものと異なる部分も少なくない。例えば、ジルボーというデザイナーは、後ろのポケットに、大きなラベルをつけることをしない。特に、クラシック・カーといったデザインはしない。ジルボーの製品であれば、ボタンに「ジルボー」もしくは「MFG (ジルボーのイニシャル)」が刻印されているので判る。ボタンまでコピーする、ということは当時としてはあまり考えられない。この点は確認出来ていないが、とりあえずはコピー製品の可能性が高いように思われる。

コピー品とした場合、当時は中国で作ったとは考えられず、東南アジアかも知れないが、このジーパンの特徴である革をデニムに縫い合せている技術はある程度高度なものであり、当時は人工皮革などをジーパンに使うことはなかったと思われる。また、革の偽物は無かったと考えられる。これらのことから推測して、このジーパンも少なくとも 1 万円近

くはするであろう。

すでに明らかになっているように、このジーパンは洗濯をしていたお母さんも、双子の妹である森本美砂さんも見ることがないものでした。しかも大きさは 28 です。28 でもメンズとレディースで大きさは異なりますが、美保さんの穿いていたジーパンはメンズの 29 ないし 30 でした。メンズであっても 28 は穿けなかったはずとのこと。Y は下着のサイズ（ガードルが 64）からしてもかなり細目の人と思われま。さらに、当時の山本家の方針からして高価なジーパンを、しかも双子の姉だけに買い与えることも考えられません。

以上から考えたとき、このジーパンを山本美保さんが穿いていた可能性は限りなくゼロに近いと言えるでしょう。

警察は山本美保さんに限らず、拉致の認定については「間違っていたら北朝鮮側の大反撃を受ける」とのことで石橋を叩いても渡らないような慎重さ（何と 2 年半で 1 件）を示しています。それなのに、Y についてだけは、DNA 以外のほとんどの条件が異なっており、その DNA も再度の検証ができないにもかかわらず山本美保さんであると断定しています。そして県警発表文には唐突に「自殺の可能性ある」としているのです。Y が美保さんであって自殺の可能性あるなどと公に発表できるなら、特定失踪者も 100 人位あつという間に認定に持っていけるのではないのでしょうか。

警察、とりわけ山梨県警は納得のいく説明を関係者にする義務があると考えます。誠意ある対応を期待するものです。

平成 17 年 6 月 27 日
特定失踪者問題調査会代表 荒木和博

[調査会 NEWS 266] (17.6.28)

漂着遺体のジーパンについて

このところ問題になっている山形の漂着遺体のジーパンですが、不鮮明ながら写真を調査会代表荒木のブログ (<http://araki.way-nifty.com/araki/>) に掲載しました。

写っているのはジーパンの後ろ側です。何かお気づきの点がありましたらご連絡下さい。なお、これはご家族の了解を全く得ずに掲載しました。従って掲載にかかわる責任はすべて荒木個人にあります。必要であれば山梨県警の事情聴取ないし逮捕にも喜んで応じるつもりです。